

防災情報配信システム兼自治会電子回覧板  
システム導入及び促進事業業務  
に係る仕様書

令和7年3月  
兵庫県川辺郡猪名川町

- 1 契約件名  
猪名川町防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム導入及び促進事業業務
- 2 契約期間  
令和7年5月1日～令和10年3月31日  
※猪名川町防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム促進事業業務（以下、「促進業務」とする。）については、令和7年5月1日～令和8年3月31日までとする。
- 3 契約について  
「1 契約件名」で示した業務については、猪名川町防災情報配信システム兼自治会電子回覧板システム導入事業業務（以下、「導入業務」とする。）と促進業務はそれぞれ個別に契約を行うものとする。  
※導入事業については、契約終了日までに掛かる費用を導入及び運用開始後に一括して前払い、促進事業については、四半期払いとする。
- 4 システムの仕様
  - (1) システムサーバーの設置要件について
    - ① システム構築している拠点が2箇所以上あること。
    - ② 24時間365日の保守員による監視及び保守もしくはそれに相当する情報セキュリティ対応が講じられていること。
    - ③ 窒素ガス方式の自動消火設備の配備もしくはそれに相当するシステムに配慮した火災対策が講じられていること。
    - ④ 受電設備や非常用発電機を最上階に設置するもしくはそれに相当する浸水対策が講じられていること。
    - ⑤ 免震構造等による当該地域に発生した過去最大地震にも耐えうる構造にするもしくはそれに相当する地震対策が講じられていること。
    - ⑥ 24時間以上無補給で電力供給が可能であること。
  - (2) システムの利用可能端末について
    - ① 管理者については、スマートフォン、タブレット、パソコン及びそれらに相当する端末で対応できるようにすること。
    - ② 利用者については、前述した端末に加え、固定電話、FAXで対応できるようにすること。  
※利用者については最低限文字データのみ受信できるようにすること。
  - (3) システムのアカウントについて
    - ① 各自治会長毎に個別でアカウント管理でき、それぞれのアカウントが必要に応じて自治会員の情報を登録及び編集等ができるようにすること。また、例えば、各自治会アカウントを下位階層、猪名川町管理アカウントを上位階層とし、上位階層は下位階層の情報を閲覧できるようにすること。
    - ② 56アカウント以上のアカウントを作成できること。
  - (4) システムからの情報発信について
    - ① 猪名川町管理アカウントからそれぞれの個別アカウントへ一斉に情報を発信できるようにすること。
    - ② それぞれの個別アカウントから猪名川町管理アカウントへ情報を発信することはできないようにすること。
  - (5) 自治会電子回覧板システムに必要な機能について
    - ① 管理者が利用者の閲覧を確認できる機能
    - ② アンケート機能
    - ③ 災害時における安否確認機能
    - ④ 地域行事等の参加確認機能
    - ⑤ チラシやパンフレット等のデータを添付する機能あるいはそれに相当する機能
    - ⑥ 添付データ以外の文字情報を音声で聞くことができる機能。

(6) 防災情報配信システムに必要な機能

- ① Jアラート受信機、猪名川町ホームページ、ひょうご防災ネット、緊急速報メール、Facebook、Line、猪名川町防災情報配信サービス（以下、「既存システム」という。）との連携機能。
- ② 自動起動機からの情報及び猪名川町管理アカウントからの情報を一括して連携しているシステム（Jアラート受信機以外）へ送信できる機能。
- ③ アプリケーションでの情報受信機能及びアプリケーションでの情報受信時にプッシュ通知ができる機能。
- ④ 添付データ以外の文字情報を音声で聞くことができる機能。

5 業務内容

(1) 導入業務

- ① アカウント発行及び初期 ID、パスワードの送信
  - ・各自治会長毎の個別アカウントを発行し、初期 ID 及びパスワードを各自治会長の指定するアドレスへ送信する。
- ② 既存防災システムや SNS 等との連携
  - ・猪名川町が指定する連携可能なシステムと連携するために必要な改修を実施する。  
※改修に掛かる費用については、事業者が負担する。

(2) 促進業務

- ① 各アカウントへの自治会員情報の登録
  - ・各自治会長との打ち合わせの結果、自治会長が了承する方法で自治会員の情報を登録する。双方折り合いがつかない場合については、猪名川町と協議し方針を決する。
- ② コールセンターの設置
  - ・自治会員及び自治会長からのシステム操作方法等の質問に電話対応する。設置場所については日本国内とする。
- ③ 自治会長向けの事業説明会の開催
  - ・5月下旬に開催予定の自治会長連絡協議会にてシステムに関する説明及び促進業務に関する説明を行う。開催場所の提供及び会の開催に係る準備等については猪名川町が実施する。
- ④ 自治会担当者向けの事業説明会の開催
  - ・実施回数については、猪名川町と協議の上、決定することとするが原則2回以上開催する。なお、本説明会は自治会長向けの事業説明会で説明した内容と同様の内容とする。開催場所については猪名川町が提供するが、開催に係る準備等については事業者が実施する。開催後、自治会担当者に対して利用状況の確認を行い、その結果を説明会の議事録と併せて、説明会の開催から1ヶ月以内に猪名川町の本事業担当部局へ提出する。
- ⑤ 自治会員向けのシステムの普及活動の実施
  - ・全自治会（49自治会）に対して1回以上、システム操作等ができない高齢者向けに操作方法の指導等を実施する等システム普及に係る活動を実施する。事前に出張普及スケジュールを策定し、自治会担当者との打ち合わせを行うこと。開催場所について、打ち合わせの結果、町保有施設での開催が望ましいとなった場合に限り猪名川町が提供する。開催に係る準備等については事業者が実施することとする。開催後、自治会員に対して利用状況の確認を行い、その結果を説明会の議事録と併せて、説明会の開催から1ヶ月以内に猪名川町の本事業担当部局へ提出する。
- ⑥ 完了報告書の提出について
  - ・受託者は、完了報告書を提出し業務の完了を確認するための検査を受け、その合格をもって業務完了とする。なお、完了報告書等の成果品の納品後にあっても、明らかな受託者の責任に帰する内容等の不備が発見された場合は、受託者の責任でこれを速やかに修正、その他必要な措置を行うものとする。

6 業務についての基本的な考え方

受託者は、本事業について責任をもって誠実に実施するものとし、業務履行に必要な資機材・消耗品等の費用はすべて受託者で負担するものとする。また、本業務の実施に当たり、事業全体を統括する責任者を配置し、効率的な事業管理を行うこと。

#### 7 業務委託及びシステム利用料

業務委託の経費及びシステム利用については、別途締結する委託及び利用契約書に基づき支払うものとする。

#### 8 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ再委託先及び内容を猪名川町に提示し、その委託先が適当と認められる場合は、この限りではない。
- (2) (1)により猪名川町が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1)により猪名川町が承認した場合であっても、受託者は猪名川町に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

#### 9 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た情報を他に漏らしてはならず、発注者の承諾を得ずに目的外に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、猪名川町個人情報の保護に関する法律施行条例及び諸法令を遵守し、本業務に関連して取得した個人情報を適切に取り扱うものとする。

#### 10 特記事項

本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、猪名川町と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。